証券コード 3185
平成28年６月14日

株　主　各　位

大阪府池田市石橋三丁目２番１号
夢展望株式会社
代表取締役社長　岡　　隆　宏

第19期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　　平成28年６月29日（水曜日）　午前10時
２．場　　所　　大阪府池田市石橋三丁目１番11号　当社本店別館１階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　　１．第19期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第19期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　　定款一部変更の件

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第５号議案　　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.dreamv.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

【添付書類】

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

当社は、平成27年３月30日の臨時株主総会により、事業年度末日を従来の９月30日から３月31日に変更いたしました。

これにより、前連結会計年度が平成26年10月１日から平成27年３月31日までの６ヶ月間となったため、当連結会計年度の事業報告においては、実績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申しあげます。

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）におけるわが国経済は、円安と株高を背景に輸出企業を中心に業績回復基調が見られたものの、中国経済の失速等による世界的な景気低迷を受け、一部回復に陰りが見られました。そのような状況の中、個人消費は依然として節約志向等により消費マインドの足踏み状態が続いているものと思われます。

当社グループが属するアパレル小売業界におきましては、個人消費の低迷に加え、記録的暖冬の影響もあり、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような市場環境のもと当社グループは、基幹事業である衣料品販売事業におきまして、前連結会計年度の後半よりターゲット顧客の絞り込みを目的としたブランド戦略の見直しを行い、“夢展望でしか買えない”ニッチな商品・ブランドをメインに据え、また、競合の少ないカテゴリー商品の取扱量を増やす戦略を進めてまいりました。さらに、有名タレントの起用等によりブランドイメージの刷新にも努めてまいりました。しかしながら、これらの戦略の成果が必ずしも見出せない状況が続き、特に秋冬商戦においては、ブランド戦略の転換により廃止したブランドの前年同期比並みの売上を、注力したニッチな商品・ブランドでカバーすることができず、全国的な高気温の影響も相まって、売上高が計画を大きく下回ることとなりました。このような状況を鑑みて、再度ブランド戦略の見直しを行うことといたしました。さらに、健康コーポレーション株式会社グループとの人材交流等により構築された新体制のもと、業績不振からの脱却を早期に果たすべく様々な面において抜本的な改革を進めてまいりました。その改革の成果として、販売費及び一般管理費におきましては、運賃梱包費、販売手数料等の売上高の減少に連動して削減された変動経費に加え、支払手数料、賃借料といった固定費に関しては、当初予算に比べ大幅な削減が実現いたしました。前連結会計年度（平成26年10月１日～平成27年３月31日の変則６ヶ月決算）に比べ、親会社株主に帰属する当期純損失

においては、特別損失等の計上を行ったにもかかわらず、前連結会計年度の704百万円から、548百万円にまで縮小されました。
再度のブランド戦略の見直しにつきましては、かつてのボリュームゾーンであったトレンドミックス系ブランドを廃止した影響が売上高において予想以上に大きく現れたことを鑑み、トレンドミックス系ブランドの再編を行うことといたしました。そのトレンドミックス系ブランドの再編が平成28年３月に始動し、さらに、自社販売サイトの全面リニューアルや展示会の開催、ＳＮＳ広告の強化、大型の雑誌広告掲載等の各種施策も３月よりスタートしております。これらの効果につきましては、一般顧客の多いモール系店舗（楽天市場やＳｈｏｐ Ｌｉｓｔ等）で先行して現れてきておりますが、モール系店舗と比較して新規流入顧客数の少ない自社販売サイトでは、当連結会計年度については、その効果の発現は限定的なものとなっております。
以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,669百万円、営業損失は324百万円、経常損失は348百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は548百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。 なお、前連結会計年度までは、セグメントの業績は「衣料品販売事業」「玩具・雑貨販売事業」「その他事業」に区分して説明しておりましたが、「実店舗事業」の重要性が増したため、当連結会計年度から「衣料品販売事業」「玩具・雑貨販売事業」「実店舗事業」「その他事業」に区分して説明しております。

〈衣料品販売事業〉
衣料品販売事業におきましては、前連結会計年度の後半より進めてきたブランド戦略が奏功せず、特に秋冬商戦において、計画を大きく下回る結果となりました。このような状況を鑑み、再度ブランド戦略の見直しを行うこととし、平成28年３月よりトレンドミックス系ブランドの再編を始動しております。また、販売サイトの全面リニューアルやＳＮＳ等を活用した販売促進施策の強化など、業績回復のための各種施策も進めております。
以上の結果、売上高は1,994百万円となり、営業損失は213百万円となりました。

〈玩具・雑貨販売事業〉
玩具・雑貨販売事業におきましては、少子化や消費者ニーズの多様化、円安による原材料高騰という、依然として厳しい条件下にはあるものの、主要取引先からの受注をはじめ、他の取引先からの受注も概ね順調に推移しました。
以上の結果、売上高は1,216百万円となり、営業利益は39百万円となりました。

〈実店舗事業〉

実店舗事業におきましては、お客様が当社衣料品を試着して購入できる機会が増え、衣料品販売事業での売上拡大及び夢展望の知名度向上にも繋がるため、当期においては期間限定店舗等を新たに出店いたしましたが、業績自体は苦戦している状況であります。なお、当連結会計年度末日におきましては、大阪市「ＨＥＰ　ＦＩＶＥ店」及び渋谷区「渋谷パルコ店」を展開しております。

以上の結果、売上高は299百万円となり、営業損失は123百万円となりました。

〈その他事業〉

その他事業では、他社インターネット店舗へ当社商品の卸売を行っている卸売事業、メーカーや小売事業者向けの広告販売事業、コンタクトレンズ販売事業、健康食品販売事業を行っております。

以上の結果、売上高は158百万円となり、営業損失は26百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資の総額は25,768千円で、その主な内容は、自社の基幹システム改修等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、平成27年９月に取引銀行７行とシンジケートローン契約を締結しており、それに伴い、短期借入金900,000千円及び長期借入金400,000千円の調達を行い、短期借入金99,400千円及び長期借入金1,145,285千円の返済を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは顧客の嗜好をとらえ、他社との競合において比較優位に立ち、持続的に成長するため、以下の内容を対処すべき課題としてとらえ、その対応に取り組んでまいります。

① 商品力の強化

当社グループのメイン事業である衣料品販売事業では、商品のほとんどをインターネット通信販売、特にスマートフォンを通じた通信販売により、顧客に提供しているという特徴はございますが、このメイン事業を持続的に成長させていくためには、事業の基本となる、顧客への提供商品をより良くすること、すなわち、“商品力”を強化することが、何よりも重要な課題であると認識しております。この“商品力”とは、単に「カワイイ、カッコイイ」といったデザイン面だけではなく、トレンドや季節・時期との適合性、品揃えの適量性、そして価格優位性といった要素を兼ね備えた商品を、多くの顧客に対して早く提供できる力であると考えております。したがいまして、商品の企画・デザイン力の強化とともに、市場調査や情報収集にもさらに力を入れ、顧客の求めるものを継続的に追求し、“商品力”を強化していく方針であります。

② MD（マーチャンダイジング）の強化

上記①の商品力を強化するためには、商品企画を行うデザイナー部門の能力強化も重要なことではありますが、顧客の求める商品を、いつ、どこで、いくらで、どれくらいの数量で、仕入れ・販売するのかを判断するMD（マーチャンダイジング）部門の能力強化も非常に重要であり、衣料品販売事業ひいては当社グループの持続的・安定的な成長のための重要な課題であると認識しております。このMD部門の強化により、プロパー商品の消化率が向上し利益率の向上にもつながるものと考えます。

したがいまして、当社グループにおきましては、MD部門の人員の確保・育成に努め、MDの精度向上を進めるとともに、MD部門と社内外の組織・機関との連携を強め、情報収集の強化と情報交換の徹底にも努めてまいる方針であります。

③ 品質管理体制の強化

当社グループの販売する商品は、一般消費者向けの商品であるため、品質管理の徹底に努めることが、顧客満足度の向上・リピート率の向上に直結し、当社グループの持続的な発展のために重要な課題であると認識しております。当社グループといたしましては、より良い品質管理手法の構築や担当部門の能力向上策を検討していく方針であります。

④ 優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社グループにとって最も重要な経営資源と認識しております。当社グループの商品開発力やその他業務の遂行能力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長機会を提供し、事業規模を拡大させる人材を確保、育成する必要があります。

また人的基盤を強化するために、教育・育成、研修制度（管理職向け、中堅社員向け、新入社員向け）及び人事評価制度の充実等の各種施策を進める方針であります。

⑤ コンプライアンス体制の強化

近年、企業活動においては高い倫理観が求められており、コンプライアンス上の問題は経営基盤に重大な影響を及ぼすものであると考えております。お客様や社会からの信頼性向上のため、今後もコンプライアンス体制の強化を図っていく方針であります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループでは、前々連結会計年度において業績が大幅に悪化し、前連結会計年度に続き、当連結会計年度においても、営業損失324百万円、経常損失348百万円、親会社株主に帰属する当期純損失548百万円を計上しております。これにより、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象又は状況が見受けられます。

当該状況を改善・解消すべく、平成27年３月に参入した健康コーポレーション株式会社グループとの間で進めてきた人材交流等による新体制のもと、当連結会計年度において抜本的な改革を開始し、現在はその改革を推し進めている最中であります。

具体的には、ブランド戦略、ＭＤ、商品企画、販売戦略、コスト構造などあらゆる観点において見直しを行い、トレンドミックス系ブランドの再編及びそれに基づくＭＤ体制・商品企画体制の強化、販売サイトの顧客サービスの強化、ＳＮＳ等を活用した集客力の強化、物流倉庫施設の移転による物流業務の効率化その他による販売費及び一般管理費の圧縮等を進めており、引き続き、業績回復に向けた利益体質への転換を図ってまいります。

これらの施策を引き続き実施していくことにより、営業利益及び営業キャッシュ・フローの黒字化を図ってまいります。

資金面に関しましては、取引金融機関に対して継続的な支援が得られるような良好な関係を築き、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。また、必要に応じて親会社である健康コーポレーション株式会社から資金的な援助が受けられるよう親会社との良好な関係を維持していく予定であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第16期 平成25年９月期	第17期 平成26年９月期	第18期 平成27年３月期	第19期 平成28年３月期 (当連結会計年度)
売　　上　　高　(千円)	6,764,051	6,539,867	2,698,863	3,669,790
経常利益又は経常損失(△)　(千円)	106,463	△790,646	△594,353	△348,905
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)　(千円)	74,147	△908,447	△704,811	△548,496
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	66.07	△647.04	△494.46	△103.41
総　　資　　産　(千円)	2,955,046	2,338,187	2,070,350	1,309,926
純　　資　　産　(千円)	1,135,810	232,281	306,202	△244,547
１株当たり純資産　(円)	808.98	165.44	57.73	△46.11

(注)１　表示金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

２　平成25年４月１日付で１株につき300株の株式分割を行いましたが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算定しております。

３　１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。

４　１株当たり純資産は期末発行済株式総数にもとづき算出しております。

５　第18期につきましては、決算期変更に伴い、平成26年10月１日から平成27年３月31日までの６ヶ月間となっております。

６　「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」、「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純損失」としております。当該表示の変更を反映させるため、当連結会計年度以前については、連結計算書類の組替えを行っております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

(ⅰ)親会社との関係

当社の親会社は健康コーポレーション株式会社であり、同社は当社の株式を3,900,000株（出資比率73.5%）保有しております。また、当社は親会社から役員及び出向者の派遣を受けております。

(ⅱ)親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性等について当社取締役会で審議の上、決定しており、意思決定手続の正当性は問題ないものと考えております。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社出資比率	主 要 な 事 業 内 容
夢新開發（香港）有限公司	香港ドル 10,020,000	100.0%	玩具・雑貨の卸売販売
夢展望貿易（深圳）有限公司	米ドル 1,040,000	100.0% (100.0%)	仕入先の品質・生産管理及び業務受託

（注）　1　当社出資比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

2　前連結会計年度末において連結子会社であった南通佳尚服装有限公司は、平成28年１月７日をもって清算結了しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

①衣料品販売事業

主に自社企画を行い、生産管理までを一貫して行った衣料品を中心としたファッション関連商品をインターネット及びモバイルショッピングサイト「夢展望」により販売を行っております。

②玩具・雑貨販売事業

国内玩具メーカーからの発注に基づき、玩具製品を主に中国の協力工場より仕入れ、玩具メーカー向けに販売しております。

③実店舗事業

自社企画を行い、生産管理までを一貫して行った当社衣料品を実店舗にて販売する事業を行っております。

④その他事業

卸売事業、広告販売事業、コンタクトレンズ販売事業及び健康食品販売事業で構成されており、卸売事業は自社企画を行い、生産管理までを一貫して行った当社衣料品を他の事業者向けに販売する事業を行っております。広告販売事業は当社サイトにて衣料品及び服飾品等をご購入頂いたお客様に対して、当社商品送付時に広告元企業の商品ＰＲのチラシ等を同梱することにより収入を得る事業となっております。またコンタクトレンズ販売事業はコンタクトレンズの仕入販売を行う事業、健康食品販売事業はスムージー等の健康食品を販売する事業となっております。

(8) 主要な事業所

①当社（平成28年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	大阪府池田市石橋三丁目２番１号
物　流　セ　ン　タ　ー	千葉県印西市鹿黒南５－３－１　ビジネスパーク千葉イースト４Ｆ

②子会社（平成28年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
夢新開發（香港）有限公司	中国香港
夢展望貿易（深圳）有限公司	中国広東省

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数（平成28年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
97名	77名減

（注） 従業員数は正社員人数であり契約社員、臨時従業員（派遣社員・アルバイト・パート）は含んでおりません。

②当社の従業員数（平成28年３月31日現在）

	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	27名	22名減	37.6歳	5.36年
女性	35名	40名減	31.6歳	4.89年
合計又は平均	62名	62名減	34.2歳	5.09年

（注） 従業員数は正社員人数であり契約社員、臨時従業員（派遣社員・アルバイト・パート）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成28年３月31日現在）　（単位：千円）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	600,000
株式会社商工組合中央金庫	135,000
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社みなと銀行	95,000
株式会社三井住友銀行	90,000
株式会社紀陽銀行	75,000
株式会社百十四銀行	65,600
合計	1,160,600

（注） 表示金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　5,616,000株
(2) 発行済株式の総数　　5,304,000株
(3) 株主数　　1,600名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
健康コーポレーション株式会社	3,900,000株	73.53%
岡　隆宏	536,000株	10.11%
田中啓晴	72,000株	1.36%
吉田知広	40,500株	0.76%
岡　美香	36,000株	0.68%
片山文雄	33,300株	0.63%
株式会社ＳＢＩ証券	28,900株	0.54%
和田　修	22,700株	0.43%
岡　諒一郎	18,000株	0.34%
岡　駿志郎	18,000株	0.34%

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人及び当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡　　隆宏	営業本部、管理本部
専務取締役	田中啓晴	フルフィルメント本部 夢新開發（香港）有限公司　董事長 夢展望貿易（深圳）有限公司　董事長
取締役	岩本眞二	株式会社馬里邑　取締役副社長 株式会社エンジェリーベ　代表取締役社長
取締役	八島隆雄	健康コーポレーション株式会社　経理財務部長
常勤監査役	吉川良文	
監査役	石原康成	
監査役	大鹿博文	イーウエストコンサルティング株式会社　代表取締役 株式会社久世　社外監査役 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション　非常勤監査役 株式会社ドーン　社外監査役 株式会社スマートバリュー　社外監査役

（注）１　取締役岩本眞二氏及び八島隆雄氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２　監査役石原康成氏及び大鹿博文氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３　監査役石原康成氏及び大鹿博文氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４　当社は、監査役石原康成氏及び大鹿博文氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５　今井隆一氏は、平成27年６月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
６　阪田貴郁氏は、平成28年１月31日をもって取締役（管理本部長）を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	支給額（千円）
取　締　役 （内、社外取締役）	6 （２）	10,298 (-)
監　査　役 （内、社外監査役）	3 （２）	10,334 (4,776)
計	9 （４）	20,633 (4,776)

（注）１　取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２　取締役の報酬限度額は、平成21年３月27日開催の臨時株主総会において年額３億円以内と決議いただいております。

３　監査役の報酬限度額は、平成21年３月27日開催の臨時株主総会において年額１億円以内と決議いただいております。

４　上記の取締役の支給人員には、平成27年６月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した１名（内、社外取締役０名）及び平成28年１月31日をもって辞任した１名（内、社外取締役０名）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等の関係

地　　位	氏　　名	兼職する他の法人名	兼職の内容
取締役	岩　本　眞　二	株式会社馬里邑 株式会社エンジェリーベ	取締役副社長 代表取締役社長
取締役	八　島　隆　雄	健康コーポレーション株式会社	経理財務部長
監査役	石　原　康　成	－	－
監査役	大　鹿　博　文	イーウエストコンサルティング株式会社 株式会社久世 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 株式会社ドーン 株式会社スマートバリュー	代表取締役 社外監査役 非常勤監査役 社外監査役 社外監査役

（注） 1　健康コーポレーション株式会社は、当社の親会社であり、当社との間で資本業務提携を行っております。

2　株式会社馬里邑及び株式会社エンジェリーベは、当社の親会社である健康コーポレーション株式会社の子会社であります。

3　当社とイーウエストコンサルティング株式会社、株式会社久世、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション、株式会社ドーン及び株式会社スマートバリューとの間には記載すべき特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	活　動　状　況
取締役	岩　本　眞　二	当事業年度に開催された取締役会33回のうち33回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	八　島　隆　雄	当事業年度に開催された取締役会33回のうち33回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	石　原　康　成	当事業年度に開催された取締役会33回のうち33回出席し、監査役会17回のうち17回出席いたしました。取締役会及び監査役会において、税理士としての実務経験や知見から発言を行っております。
監査役	大　鹿　博　文	当事業年度に開催された取締役会33回のうち33回出席し、監査役会17回のうち17回出席いたしました。取締役会及び監査役会において、証券業界及びコンサルタントとしての豊富な経験から、主に内部統制の整備に関する発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

（注）１　当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

２　平成27年６月29日開催の第18期定時株主総会において東邦監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１　監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの基本方針を下記のとおり決議しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、当社は「企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。

（2）当社は、法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報制度運用規程」を定め、法令や社内諸規程等に反する行為等を早期に発見し、是正するとともに、再発防止策を講じる。

（3）内部監査室は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンスの状況、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、定期的に取締役及び監査役に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時にアクセス可能な検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。

（2）取締役及び監査役は、常時これらの保存文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

（2）経営危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。

（3）事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び各種のリスクを管理する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部門は、関係部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項についても、必要に応じて各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。

（２）「取締役会規則」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規則」及び「職務権限規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。

（３）迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、各部門に担当取締役を置く。担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。

５．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（１）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的又は適時に報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。

（２）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門を「関係会社管理規程」において管理本部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、管理本部は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び当社の子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。

（３）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、各社の議事等を通じて、当社及び当社の子会社全体の業務の適正な遂行を確保できるようにする。

（４）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及び当社の子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践していくため、「企業倫理行動指針」を当社のみならず当社の子会社においても適用し、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。

②内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、取締役及び監査役に報告する。

（５）その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社の子会社は、経営の自主性及び独立性を保持しつつ、当社の親会社及び親会社の子会社（以下「親会社等」という）を含む企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に貢献するため、また、グループ経営の一体性確保のため、親会社の指揮のもと、当社経営陣と親会社等経営陣による連絡会議を定期的に行う。

６．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（１）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとするとともに、監査役補助者の評価は監査役が独自に行うものとする。
（２）監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務してはならない。
（３）監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

７．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（１）当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する体制を整備する。
（２）重要な意思決定の過程及び業務の執行体制を把握するため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席する。また、監査役から要求のあった文書等は随時提供する。
（３）監査役への報告を行った当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社の役員及び使用人に周知徹底する。
（４）監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

８．財務報告の信頼性を確保するための体制
（１）適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等の経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
（２）内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

９．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

（１）当社は、「企業倫理行動指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も排除し、取締役及び使用人の意識向上を図るとともに、「反社会的勢力対応業務マニュアル」を定め、取引先の選定にあたっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力及び団体との無関係性を確認する。

（２）反社会的勢力及び団体に対処するにあたっては、所轄警察署、公益財団法人大阪府暴力追放推進センター、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

１．取締役会は毎月１回の定時取締役会、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役及び監査役全員出席のもと、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の審議・決定・監督のほか、定時取締役会においては、各部門からの月次報告を受け、分析・対策の審議等を行いました。

当事業年度におきましては、取締役会を33回開催しております。

２．監査役は、監査役会を毎月１回、また必要に応じて臨時で開催し、監査役全員出席のもと、常勤監査役からの会社状況の報告及び監査方針等の協議を行いました。また、常勤監査役は、役職員への面談の実施、社内の重要な会議への出席等により、重要な意思決定の過程及び業務の執行についての監査を行いました。

３．コンプライアンス委員会では、代表取締役社長である委員長をはじめ、取締役及び監査役出席のもと、当社及び子会社に関するコンプライアンス上の問題について、審議や対策の決定等を行い、法令遵守体制の強化に努めました。

４．内部監査室は、財務報告の信頼性確保、また業務の適正性監査等のため、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

５．親会社グループ経営の一体性確保のため、当社経営陣と親会社等経営陣による連絡会議を定期的に実施いたしました。

連　結　貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資　産　の　部		負　債　の　部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	1,220,409	流動負債	1,260,822
現金及び預金	599,743	買掛金	210,861
受取手形及び売掛金	223,953	短期借入金	800,600
商品及び製品	352,824	１年内返済予定の長期借入金	80,000
貯蔵品	2,342	リース債務	459
その他	41,570	未払金	135,954
貸倒引当金	△25	未払法人税等	8,767
固定資産	89,517	ポイント引当金	5,416
有形固定資産	1,519	賞与引当金	6,170
工具、器具及び備品	1,519	返品調整引当金	410
無形固定資産	133	その他	12,183
ソフトウエア	133	固定負債	293,651
投資その他の資産	87,864	長期借入金	280,000
その他	87,864	長期未払金	13,651
		負債合計	1,554,474
		純　資　産　の　部	
		株主資本	△271,175
		資本金	100,000
		資本剰余金	121,894
		利益剰余金	△493,069
		その他の包括利益累計額	26,627
		為替換算調整勘定	26,627
		純資産合計	△244,547
資産合計	1,309,926	負債・純資産合計	1,309,926

（注）　表示金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		3,669,790
売上原価		2,210,528
売上総利益		1,459,262
返品調整引当金戻入額		1,101
返品調整引当金繰入額		410
差引売上総利益		1,459,953
販売費及び一般管理費		1,784,714
営業損失（△）		△324,761
営業外収益		
受取利息	1,628	
受取損害賠償金	267	
その他	149	2,044
営業外費用		
支払利息	18,565	
為替差損	436	
シンジケートローン手数料	4,025	
コミットメントフィー	3,000	
その他	161	26,188
経常損失（△）		△348,905
特別損失		
減損損失	134,356	
固定資産除却損	40,800	
倉庫退去費用	15,800	190,957
税金等調整前当期純損失（△）		△539,863
法人税、住民税及び事業税		8,633
当期純損失（△）		△548,496
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△548,496

（注）　表示金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	966,585	804,960	△1,494,223	277,321
当期変動額				
資本金から剰余金への振替	△866,585	866,585		
欠損填補		△1,549,650	1,549,650	
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△548,496	△548,496
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△866,585	△683,065	1,001,153	△548,496
当期末残高	100,000	121,894	△493,069	△271,175

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	28,880	28,880	306,202
当期変動額			
資本金から剰余金への振替			
欠損填補			
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△548,496
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,253	△2,253	△2,253
当期変動額合計	△2,253	△2,253	△550,750
当期末残高	26,627	26,627	△244,547

（注）　表示金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表
１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数　　３社
連結子会社の名称
夢新開發（香港）有限公司
夢展望貿易（深圳）有限公司
南通佳尚服装有限公司

（2）持分法の適用に関する事項
非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の夢新開發（香港）有限公司、夢展望貿易（深圳）有限公司及び南通佳尚服装有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、夢新開發（香港）有限公司、夢展望貿易（深圳）有限公司及び南通佳尚服装有限公司は当該連結子会社の決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（4）会計方針に関する事項
重要な資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品
総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　３～15年
工具、器具及び備品　４～８年

②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、商標権については10年、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②ポイント引当金
販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、将来の使用による費用負担見込額を計上しております。
③賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
④返品調整引当金
商品の返品による損失に備えるため、過去における返品率等を勘案し、返品見込額利益相当額を計上しております。

(5)　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6)　会計方針の変更
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」、「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	160,239千円

(2) 財務制限条項

当社の借入金のうち、株式会社りそな銀行をアレンジャー兼エージェントとした金融機関７社からなるシンジケート団との間で、返済期限を平成32年９月30日とするシンジケートローン契約（契約日：平成27年９月28日　契約金額1,150,000千円）を締結しており、当連結会計年度末現在借入実行残高、貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高及び財務制限条項は次のとおりであります。

シンジケートローンによるタームローン契約

借入実行残高	360,000千円

シンジケートローンによるコミットメントライン契約

コミットメントラインの総額	750,000千円
借入実行残高	750,000千円
差引額	－千円

財務上の基準

上記のシンジケートローン契約には以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。なお保証人は親会社である健康コーポレーション株式会社であります。

①保証人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。

②保証人の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにする。

３．連結損益計算書に関する注記

固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

建物	13,622千円
工具、器具及び備品	426千円
ソフトウエア	26,752千円
合計	40,800千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	5,304,000	―	―	5,304,000

(2) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類　　普通株式

新株予約権の目的となる株式の数　　41,400株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

５．金融商品に関する注記

１　金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金に係る与信先は、クレジットカード会社及び商品代引き決済の宅配会社等であり、信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を図っております。
営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。
借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制
①　信用リスクの管理
当社グループは、与信管理規程に従い、得意先ごとの財務状況を個別に把握し、与信枠設定及び債権残高管理を実施するとともに、得意先の定期的なモニタリングを実施し、得意先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
②　市場リスクの管理
当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。
③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当社グループは、手元流動性の維持を目的として当社管理本部においてグループ全体の年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	599,743	599,743	－
(2) 受取手形及び売掛金	223,953	223,953	－
資産計	823,697	823,697	－
(1) 買掛金	210,861	210,861	－
(2) 短期借入金	800,600	800,600	－
(3) 長期借入金（１年内返済予定のものを含む）	360,000	361,562	1,562
(4) 未払金	135,954	135,954	－
負債計	1,507,415	1,508,978	1,562

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金 (4) 未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済予定のものを含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

６．賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額
△46円11銭
(2) １株当たり当期純損失金額
△103円41銭

８．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	929,674	流動負債	1,188,738
現金及び預金	417,631	買掛金	112,117
売掛金	115,251	短期借入金	800,600
商品	352,858	関係会社短期借入金	41,961
貯蔵品	2,342	１年内返済予定の長期借入金	80,000
前渡金	1,845	リース債務	459
前払費用	24,047	未払金	127,661
未収入金	15,598	未払費用	1,127
その他	125	未払法人税等	1,900
貸倒引当金	△25	未払消費税等	8,480
固定資産	203,833	前受金	56
投資その他の資産	203,833	預り金	2,376
出資金	3	ポイント引当金	5,416
関係会社出資金	118,342	賞与引当金	6,170
長期前払費用	23,720	返品調整引当金	410
差入保証金	61,767	固定負債	293,651
		長期借入金	280,000
		長期未払金	13,651
		負債合計	1,482,389
		純資産の部	
		株主資本	△348,881
		資本金	100,000
		資本剰余金	121,894
		その他資本剰余金	121,894
		利益剰余金	△570,775
		その他利益剰余金	△570,775
		繰越利益剰余金	△570,775
		純資産合計	△348,881
資産合計	1,133,508	負債・純資産合計	1,133,508

（注）　表示金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		2,460,236
売上原価		1,159,091
売上総利益		1,301,145
返品調整引当金戻入額		1,101
返品調整引当金繰入額		410
差引売上総利益		1,301,836
販売費及び一般管理費		1,656,103
営業損失（△）		△354,266
営業外収益		
受取利息	126	
為替差益	1,279	
受取損害賠償金	267	
その他	62	1,735
営業外費用		
支払利息	18,690	
シンジケートローン手数料	4,025	
コミットメントフィー	3,000	
その他	14	25,729
経常損失（△）		△378,260
特別損失		
減損損失	134,356	
固定資産除却損	40,457	
倉庫退去費用	15,800	190,614
税引前当期純損失（△）		△568,875
法人税、住民税及び事業税		1,900
当期純損失（△）		△570,775

（注）　表示金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	966,585	804,960		804,960
当期変動額				
資本金から剰余金への振替	△866,585	△804,960	1,671,545	866,585
欠損填補			△1,549,650	△1,549,650
当期純損失（△）				
当期変動額合計	△866,585	△804,960	121,894	△683,065
当期末残高	100,000		121,894	121,894

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△1,549,650	△1,549,650	221,894	221,894
当期変動額				
資本金から剰余金への振替				
欠損填補	1,549,650	1,549,650		
当期純損失（△）	△570,775	△570,775	△570,775	△570,775
当期変動額合計	978,874	978,874	△570,775	△570,775
当期末残高	△570,775	△570,775	△348,881	△348,881

（注）　表示金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	４～８年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、商標権については10年、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金　　販売促進を目的とするポイント制度にもとづき顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、将来の使用による費用負担見込額を計上しております。

③ 賞与引当金　　従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 返品調整引当金　　商品の返品による損失に備えるため、過去における返品率等を勘案し、返品見込額利益相当額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

(5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額　144,640千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
金銭債権　5,958千円
金銭債務　46,003千円

(3) 財務制限条項
当社の借入金のうち、株式会社りそな銀行をアレンジャー兼エージェントとした金融機関７社からなるシンジケート団との間で、返済期限を平成32年９月30日とするシンジケートローン契約（契約日：平成27年９月28日　契約金額1,150,000千円）を締結しており、当事業年度末現在借入実行残高、貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高及び財務制限条項は次のとおりであります。

シンジケートローンによるタームローン契約

借入実行残高	360,000千円

シンジケートローンによるコミットメントライン契約

コミットメントラインの総額	750,000千円
借入実行残高	750,000千円
差引額	－千円

財務上の基準
上記のシンジケートローン契約には以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。なお保証人は親会社である健康コーポレーション株式会社であります。
①保証人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75％以上に維持する。
②保証人の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにする。

３．損益計算書に関する注記
関係会社との取引高

営業取引による取引高	168,244千円
営業取引以外の取引による取引高	124千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式に関する事項
該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	17,391千円
ポイント引当金	1,841千円
賞与引当金	2,433千円
返品調整引当金	139千円
減損損失	52,348千円
資産除去債務	1,962千円
減価償却超過額	880千円
繰越欠損金	727,772千円
計	804,769千円
評価性引当額	△804,769千円
繰延税金資産合計	―千円

６．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）３	科目	期末残高
親会社	健康コーポレーション株式会社	（被所有）直接73.5%	当社役員の派遣	当社銀行借入に対する債務保証（注）１	1,160,600	―	―
				当社物流業務委託により発生する債務保証（注）２	24,702	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１　当社は、金融機関からの借入に対し、親会社の健康コーポレーション株式会社より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払を行っておりません。

２　当社は、物流委託事業者から受ける役務提供等に対し、親会社の健康コーポレーション株式会社より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末債務残高を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払を行っておりません。

３　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）３	科目	期末残高（注）３
子会社	夢新開發（香港）有限公司	所有直接100%	役員の兼任	資金の借入利息の支払い（注）１	161,961	関係会社短期借入金	41,961
				経費の立替（注）２	68,519	未収入金	5,745

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１　当社は夢新開發（香港）有限公司より資金の借入を行っており、借入金利は、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

２　当社は夢新開發（香港）有限公司に対して開発費、海外渡航費及び通信費等の立替を行っております。

３　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	△65円78銭
１株当たり当期純損失金額	△107円61銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月30日

夢展望株式会社
　取　締　役　会　御中

東邦監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小宮直樹	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎英城	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、夢展望株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、夢展望株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月30日

夢展望株式会社
　取　締　役　会　御中

東邦監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小宮直樹	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢崎英城	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、夢展望株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

四　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月31日

夢展望株式会社　監査役会

常勤監査役　　吉　川　良　文　　㊞

監　査　役　　石　原　康　成　　㊞

監　査　役　　大　鹿　博　文　　㊞

（注）監査役石原康成及び監査役大鹿博文は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるように、責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更して第２項とするとともに、業務執行取締役を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定として同条第１項を新設するものであります。

なお、本定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）監査等委員会設置会社への移行に伴い、企業経営における迅速かつ的確な意思決定を図ることを目的として、現行の定款第19条の取締役の員数を現行の８名以内から５名以内に変更するものであります。

（４）その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４条（機　関） 　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	第４条（機　関） 　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （削　除） （３）　会計監査人
第５条～第18条　（条文省略）	第５条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条（員　数） 　当会社の取締役は８名以内とする。	第19条（員　数） 　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名以内とする。
（新　　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、３名以内とする。
第20条（選任方法） 　当会社の取締役は、株主総会において選任する。	第20条（選任方法） 　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２　（条文省略） ３　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
第21条（任　期） 　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条（任　期） 　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第22条（代表取締役および役付取締役） 　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第22条（代表取締役および役付取締役） 　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
第24条（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	第24条（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第25条～第27条　（条文省略）	第25条～第27条　（現行どおり）
第28条（報酬等） 　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。	第28条（報酬等） 　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条（社外取締役との責任限定契約） （新　　設） 　会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。	第29条（取締役の責任免除） 　会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	第30条（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	第31条（監査等委員会の決議方法） 　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　　設）	第32条（監査等委員会の議事録） 　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。
（新　　設）	第33条（監査等委員会規則） 　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第５章　監査役および監査役会	（削　　除）
第30条（員　数） 　当会社の監査役は５名以内とする。	（削　　除）
第31条（選任方法） 　当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
第32条（任　期） 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
第33条（常勤の監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	（削　　除）
第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）
第35条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　　除）
第36条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。	（削　　除）
第37条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削　　除）
第38条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
第39条（社外監査役との責任限定契約） 会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。	（削　　除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第40条　（条文省略）	第34条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第41条　（条文省略）	第35条　（現行どおり）
第42条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第36条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第43条（条文省略）	第37条（現行どおり）
第７章　計　　算	第７章　計　　算
第44条～第47条　（条文省略）	第38条～第41条　（現行どおり）
（新　　設）	附　　則
（新　　設）	第１条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 　第19期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議は、第１号議案の「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おか　たか ひろ 岡　隆宏 （昭和36年12月３日）	昭和60年４月　明治乳業株式会社入社 昭和60年７月　日本フレックス株式会社入社 平成10年５月　当社設立 当社代表取締役社長（現任） 平成26年10月　当社営業本部長	536,000株
2	た　なか ひろ はる 田中啓晴 （昭和38年11月30日）	昭和63年４月　株式会社イージーキャピタルアンドコンサルタンツ入社 平成４年７月　日本フレックス株式会社入社 平成10年５月　当社入社 平成11年６月　当社取締役 平成15年２月　夢新開發（香港）有限公司董事長（現任） 平成20年５月　当社専務取締役（現任） 平成20年７月　夢展望貿易（深圳）有限公司董事長（現任） 平成26年10月　当社フルフィルメント本部長 平成28年４月　当社管理本部長（現任）	72,000株
3	はま なか まきお 濱中眞紀夫 （昭和37年７月26日）	昭和62年４月　株式会社タカキュー入社 平成10年５月　中央クーパース・アンド・ライブランドコンサルティング株式会社入社 平成12年５月　株式会社ジーンズメイト入社 平成18年２月　株式会社リヴァンプ入社 平成18年９月　株式会社トークツ・グループ代表取締役社長 平成25年４月　株式会社リヴァンプ執行役員 平成26年11月　株式会社アマナ入社 平成27年７月　健康コーポレーション株式会社入社 平成27年７月　健康コーポレーション株式会社アパレル統括室　室長（現任） 平成27年９月　当社営業本部長（現任）	－株

（注）１　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２　候補者濱中眞紀夫氏は当社の親会社である健康コーポレーション株式会社の使用人であります。なお、濱中眞紀夫氏の過去５年間の同社における地位及び担当は上記のとおりであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議は、第１号議案の「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いし はら やす なり 石　原　康　成 （昭和42年11月４日）	平成３年４月　吉野公認会計士事務所入所 平成14年９月　当社監査役に就任（現任）	－株
2	や　しま たか お 八　島　隆　雄 （昭和49年５月７日）	平成13年10月　中央青山監査法人入所 平成17年５月　公認会計士登録 平成18年９月　あらた監査法人入所 平成22年７月　健康ホールディングス株式会社（現健康コーポレーション株式会社）入社 平成22年11月　健康ホールディングス株式会社（現健康コーポレーション株式会社）経理財務部長(現任) 平成27年３月　当社取締役（現任）	－株
3	ふる　かわ じゅん ぺい 古　川　純　平 （昭和58年６月14日）	平成19年９月　弁護士登録 平成19年９月　弁護士法人中央総合法律事務所入所 平成27年１月　同所パートナー（現任）	－株

（注）１　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２　石原康成氏及び古川純平氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、石原康成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ておりますが、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、古川純平氏が原案どおり選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

３　石原康成氏を社外取締役候補者とした理由は、当社社外監査役としての経験に加え、税理士の資格を有し、財務・会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

４　古川純平氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有し、企業法務に精通し、幅広い企業法務の経験も有していることから、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

５　当社は石原康成氏及び八島隆雄氏との間で、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としてお

ります。なお、石原康成氏、八島隆雄氏及び古川純平氏の選任が承認された場合、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、当社は各氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

6　八島隆雄氏は、当社の親会社である健康コーポレーション株式会社の経理財務部長として業務を執行しております。なお、八島隆雄氏の過去５年間の同社における地位及び担当は上記のとおりであります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年３月27日開催の臨時株主総会において年額３億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額３億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。現在の取締役は４名（うち社外取締役２名）であり、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額１億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

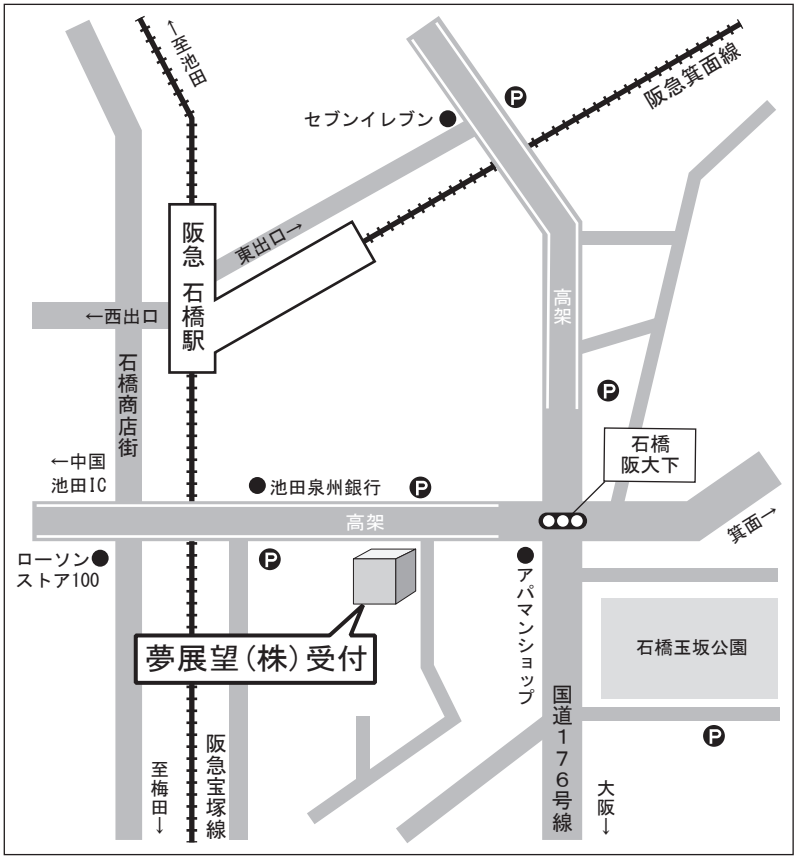
以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　　大阪府池田市石橋三丁目１番11号
当社本店別館１階会議室
ＴＥＬ 072―761―9293



■会場への交通
阪急石橋駅西口から徒歩４分
阪急石橋駅東口から徒歩５分